

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年六月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年三月十一日奈良県指令中土第五四―一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年六月十三日中土第七四―四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年六月十三日中土第七五―四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市城殿町三一八番一及び三一八番二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町九三八番地の一二六

志野浩章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市城殿町三一八番二の一部

下水道 橿原市城殿町三一八番二の一部

一 許可番号

令和三年十二月九日奈良県指令中土第五四―一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年六月十四日中土第七四―五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字鍵一一五番一、一一五番五、一一五番六、一一五番七、一一五

番八、一一五番九及び一一五番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市鳥屋町二七八番一

株式会社さくらホームサービス 代表取締役 松原由忠